

件名

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第一百十二条第五号ニ、第一百十三条第三号ハ
並びに第一百六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開

示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄
に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ
の標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に
二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正
後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げ
る対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
事項	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示)	事項	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示)
第二条 「略」	第二条 「略」	第二条 「同上」	第二条 「同上」
3 2 「略」	3 2 「同上」	3 2 「同上」	3 2 「同上」
第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。
「一・二 略」	「一・二 同上」	「一・二 同上」	「一・二 同上」
三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項	三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項	三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項	三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
「イ・ハ 略」	「イ・ハ 同上」	「イ・ハ 同上」	「イ・ハ 同上」
二 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項	二 「同上」	二 「同上」	二 「同上」
「(1)～(3) 略」	「(1)～(3) 同上」	「(1)～(3) 同上」	「(1)～(3) 同上」
(4) 標準的手法が適用されるエクスボージャー（第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスボージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準	「加える。」	「加える。」	「加える。」
(v) (iv) (iii) (ii) (i) 金融機関等向けエクスボージャー 株式等エクスボージャー 購入債権 事業法人向けエクスボージャー（中堅中小企業			

向けエクスポート・ジャーマン及び特定貸付債権を除く。)

中堅中小企業向けエクスポート・ジャーマン

居住用不動産向けエクスポート・ジャーマン

(viii) (vii) (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーマン

ヤー

その他リテール向けエクスポート・ジャーマン

特定貸付債権

事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(xi) (x) (ix)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

〔表略〕

六の二

略

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA+C

V A、完全なBA+ CVA又は限定的なBA+ CVAをいう。)の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要 (CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

ハ SA+ CVAを採用した場合にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要 (理事等の関与の仕組みを含む。)
CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するた

(4)

(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

〔同上〕

〔四五六 同上〕
〔号を加える。〕

〔四五六 同上〕

めの経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポート・ジャーメンテーションモデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) マーケティング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) マーケティング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行つた場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行つた商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ニ ハ 内部取引担当デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するマーケティング・デスクに限る。）期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事

七 「同上」

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレس期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ

本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ

DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティング

〔号の細分を加える。〕

の方法を含む。)

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いてい
る各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二

百五十四条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用
に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方

法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

ロイ [略]

B I の算出方法

ハ I L M の算出方法

八 「同上」

ロイ 「同上」

オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手

法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあ
つては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事

項

当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削
減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要
を含む。）

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

ニ オペレーションナル・リスク相当額の算出に当たって、
B I の算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除
外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーションナル・リスク相当額の算出に当たって、
I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を
除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつている株式
及び自己資本比率告示第五十三条第二項に規定する株式と
同等の性質を有するものに対するエクスポート・アセスメント

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつている農林
中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七
条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクス

式等エクスポート・ジャヤーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするものへの出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイドの判定に係る基準を含む。）

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。別紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第五号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

〔十一・十二 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。た

だし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 略」

〔5～7 略〕

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

2 「略」

ポーナー又は株式等エクスポート・ジャヤーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第五号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

〔十一・十二 同上〕

4 「同上」

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 同上」

二 「同上」

〔5～7 同上〕

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

2 「同上」

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項について、同項中「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合については、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「

「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一

「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十

一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

〔4～6 略〕

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第四条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項(第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」「第四条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第五号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期(四月一日から九月三十日までの期間をいう。)の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4～5 略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

号」と読み替えるものとする。

〔4～6 同上〕

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期(四月一日から九月三十日までの期間をいう。)の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4～5 同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第五条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定義は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第五号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 「同上」

第五条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（単体）

国際様式 の該当番 号 〔略〕	項目	イ	ロ	ハ	
		当期末	前期末	別紙様式 第十号 (CC 2) の参照項 目	
〔項を削る。〕					
〔項を削る。〕					
〔項を削る。〕					
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（単体）

国際様式 の該当番 号 〔同左〕	項目	イ	ロ	ハ	
		当期末	前期末	別紙様式 第十号 (CC 2) の参照項 目	
〔同左〕					
〔同左〕					
〔同左〕					
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)					
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1)～(9) 略〕

〔削る。〕

〔10〕 〔略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1)～(9) 同左〕

〔10〕 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

〔11〕 〔同左〕

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ		
		ニ	リス	ク・アセ	ト	所要自己資本
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	信用リスク					
2		うち、標準的手法適用分				
3		うち、基礎的内部格付手法適用分				
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5		うち、先進的内部格付手法適用分				
		うち、重要な出資のエクスポージャー				
		うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
		その他				
6	カウンターパーティ信用リスク					
7		うち、SA-CCR適用分				
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分				
		うち、中央清算機関連エクスポージャー				
9		その他				
10	CVAリスク					
		うち、SA-CVA適用分				
		うち、完全なBA-CVA適用分				
		うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー					
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア					

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ		
		ニ	リス	ク・アセ	ト	所要自己資本
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	信用リスク					
2		うち、標準的手法適用分				
3		うち、内部格付手法適用分				
		うち、重要な出資のエクスポージャー				
		うち、リース取引における見積残存価額の エクspoージャー				
		その他				
4		カウンターパーティ信用リスク				
5		うち、SA-CCR適用分				
6	カウンターパーティ信用リスク	うち、期待エクspoージャー方式適用分				
7		うち、CVAリスク				
8		うち、中央清算機関連エクspoージャー				
9		その他				
7		マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspo ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スル一方式）					
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンデート方式）					
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）					

	セットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）			
15	未決済取引			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
20	マーケット・リスク			
21	うち、標準的方式適用分			
22	うち、内部モデル方式適用分			
	うち、簡易的方式適用分			
23	勘定間の振替分			
24	オペレーションナル・リスク			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			
26	フロア調整			
27	合計			

(注)

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）			
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）			
11	未決済取引			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー			
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、外部格付準拠方式適用分			
15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
16	マーケット・リスク			
17	うち、標準的方式適用分			
18	うち、内部モデル方式適用分			
19	オペレーションナル・リスク			
20	うち、基礎的手法適用分			
21	うち、粗利益配分手法適用分			
22	うち、先進的信測手法適用分			
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
24	フロア調整			
25	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番 3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁・農林水産省告示第 号。以下「令和五年自己資本比率告示改正告示」という。）附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年自己資本比率告示改正告示による改正前の自己資本比率告示（以下「令和五年改正前自己資本比率告示」という。）第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23 及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十六条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m 略

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～i 同左

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合は、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔削る。〕

q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合には、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

〔削る。〕

s 〔略〕

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔加える。〕

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号。第十四面において「平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号」という。）附則第六条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポートージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポートージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 〔同左〕

〔加える。〕

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

【削る。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

g 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

削る。]

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式

l 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式

1250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートジャヤに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポートジャヤの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

1250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートジャヤに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポートジャヤの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ll 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャーヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャーヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポート・ジャーヤーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除

十一月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャーヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャーヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポート・ジャーヤーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx [略]

削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートジャヤー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートジャヤー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポートジャヤー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー」の項イ欄の額の

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかつたものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項目欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

[(第二面)・(第三面) 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 1 : 資産の信用の質

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートジャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法における指定閏数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号）第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

[(第二面)・(第三面) 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 1 : 資産の信用の質

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用

リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポートジャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートジャーをいう。）に該当するエクスポートジャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されないエクスポートジャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポートジャーを

リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポートジャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポートジャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポートジャーをいう。）に該当するエクスポートジャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されないエクスポートジャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポートジャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定す

含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 3 : 信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスボージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない

エクスボージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスボージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 3 : 信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスボージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスボージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスボージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない

十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。) が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4 : 標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項目番号	資産クラス	[略]
1 a	日本国政府及び日本銀行向け	
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1 c	国際決済銀行等向け	
2 a	我が国の地方公共団体向け	
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2 c	地方公共団体金融機関向け	
2 d	我が国の政府関係機関向け	
2 e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
5	カバード・ボンド向け	
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け	
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等	
7 b	株式等	
8	中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け	

エクスポージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR 4 : 標準的手法—信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果

項目番号	資産クラス	[同左]
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機関向け	
9	我が国の政府関係機関向け	
10	地方三公社向け	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
12	法人等向け	
13	中小企業等向け及び個人向け	
14	抵当権付住宅ローン	
15	不動産取得等事業向け	
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	
18	取立未済手形	

9	不動産関連向け	
	うち、自己居住用不動産等向け	
	うち、賃貸用不動産向け	
	うち、事業用不動産関連	
	うち、その他不動産関連	
	うち、ADC向け	
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートージャーを除く。）	
10b	自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞	
11a	現金	
11b	取立未済手形	
	信用保証協会等による保証付	
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポートージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定によ

19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポートージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 同左]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定によ

り標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

〔削る。〕

h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

〔削る。〕

m 項番2c「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

り標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

o 項番8「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- 削る。]
- t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクspoージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]
- r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- s 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

<u>u</u> 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>v</u> 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により 150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により 150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>w</u> 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>x</u> 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー(自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により 75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。	[加える。]
<u>y</u> 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十四条第三項の規定により 45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>z</u> 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー(自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)、賃貸用不動産向けエクspoージャー(自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクspoージャー(自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクspoージャー(自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)及びADC向けエクspoージャー(自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	[加える。]
<u>aa</u> 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>bb</u> 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>cc</u> 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャーに係る額	[加える。]

を記載すること。

dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポートージャーに係る額を記載すること。

ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポートージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと判定する事由としたエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのうち延滞エクスポートージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

[加える。]

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第四十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポートージャー、中小企業等向けエクスポートージャー又は個人向けエクスポートージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポートージャー（自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポートージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

x 項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポートージャーのうち三月以上延滞エクスポートージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

y 項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャヤに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
〔削る。〕

ll 項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp 〔略〕

(第八面)

〔別葉2〕

(第八面の二)

〔別葉3〕

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポートジャヤ

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔略〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートジャヤ、(2)金融機関等向けエクスポートジャヤ、(3)事業法人向けエクスポートジャヤ（中堅中小企業向けエクスポートジャヤ及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートジャヤ、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートジャヤ（令和五

aa 項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャヤに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポートジャヤに係る額を記載すること。

cc 項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg 〔同左〕

(第八面)

〔別葉1〕

〔面を加える。〕

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポートジャヤ

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔同左〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートジャヤ、(2)金融機関等向けエクスポートジャヤ、(3)事業法人向けエクスポートジャヤ（中堅中小企業向けエクスポートジャヤ及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートジャヤ、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートジャヤ（PD／

年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスボージャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー、(10)居住用不動産向けエクスボージャー及び¹¹その他リテール向けエクスボージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び⁴から¹¹までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)。

[c~q 略]

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項目欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項目欄の額、項目番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項目欄の額及び項目番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項目欄の額の合計額と一致する。

[s~w 略]

(第十面)

(単位:百万円)

CR 7: 内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項目番号	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘査前の 信用リスク・アセットの額	[略]
[略]			
[項目を削除。]			
[項目を削除。]			
12	[略]		

LGD方式が適用されるエクスボージャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー、(10)居住用不動産向けエクスボージャー及び¹¹その他リテール向けエクスボージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び⁴から¹¹までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)。

[c~q 同左]

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項目欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項目欄の額と一致する。

[s~w 同左]

(第十面)

(単位:百万円)

CR 7: 内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項目番号	ポートフォリオ	イ クレジット・デリバティブ勘査前の 信用リスク・アセットの額	[同左]
[同左]			
12	株式—FIRB		
13	株式—AIRB		
14	[同左]		

<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13については、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：%、件)

CR 9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスティング

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告

<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：%、件)

CR 9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスティング

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクexploージャー、(3)事業法人向けエクexploージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクexploージャー（PD/LGD方式が適用

示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポートージャーに限る。)、(6)購入債権(事業法人等向け)、(7)購入債権(リテール向け)、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(9)居住用不動産向けエクスポートージャー及び¹⁰その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。上記3から(6)まで(同一の内部格付制度を用いている場合に限る。)のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から¹⁰までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分((6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。)のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)。

[d～r 略]

削る。]

(第十三面)

[別紙5]

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

削る。]

されるエクスポートージャーに限る。)、(6)購入債権(事業法人等向け)、(7)購入債権(リテール向け)、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(9)居住用不動産向けエクスポートージャー及び¹⁰その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。上記3から(6)まで(同一の内部格付制度を用いている場合に限る。)のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から¹⁰までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分((6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。)のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)。

[d～r 同左]

s この面におけるハ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(第十三面)

[別紙4]

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号附則第六条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポートージャー方式」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポートージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄について平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

b～d [略]

e 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポート」の項には、自己資本比率告示第二百二十条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g 本欄には、自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポート・エクスポート・エクスポートの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

(第十五面)

[別紙7]

(第十五面の二)

[別紙8]

(第十五面の三)

[別紙9]

(第十五面の四)

[別紙10]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート・エクスポート・エクスポート

項番	リスク・ウェイト	[略]

c～e [同左]

f 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポート」の項には、自己資本比率告示第八十六条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項へ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h 本欄には、自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポート・エクスポート・エクスポートの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第五十六条第六項（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

(第十五面)

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート・エクスポート・エクスポート

項番	リスク・ウェイト	[同左]

業種
〔略〕
10 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

1 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m 〔略〕

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

[o・p 略]

〔(第十七面) ~ (第十九面) 略〕

(第二十面)

CCR 7：期待エクspoージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャーのリスク・アセット変動表

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

業種
〔同左〕
10 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

1 項番10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

m 〔同左〕

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

〔(第十七面) ~ (第十九面) 同左〕

(第二十面)

CCR 7：期待エクspoージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャーのリスク・アセット変動表

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ
信用リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i～k 略]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポートージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 略]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機
関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額並びに第十四面の項番6「合計」の項目欄の額の合計額
は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 略]

[(第二十二面)・(第二十三面) 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資
本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
6	エクスポートージャーの額（算出方法別） 内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャ		

[a～g 同左]

h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用
リスク うち、期待エクスポートージャー方式適用分」の項目欄の額と一致する。

[i～k 同左]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポートージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 同左]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機
関へのエクスポートージャー（合計）」の項目欄の額、第十四面の項番6「合計」の項目欄の額並びに第十五面
の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の
項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 同左]

[(第二十二面)・(第二十三面) 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資
本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
6	エクスポートージャーの額（算出方法別） 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される		

	一		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポート		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項

	証券化エクスポート		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポート		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式適用分の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項

番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

S E C 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
エクspoージャーの額（算出方法別）			

番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクspoージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

S E C 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクspoージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
エクspoージャーの額（算出方法別）			

6	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
[略]			
信用リスク・アセットの額（算出方法別）			
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
所要自己資本の額（算出方法別）			
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

6	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャー		
[同左]			
信用リスク・アセットの額（算出方法別）			
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
所要自己資本の額（算出方法別）			
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- j [略]
- k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- [n~p 略]
- | | |
|--------|--------------------|
| [別紙12] | (第二十六面) |
| [別紙14] | (第二十七面) |
| 削除 | (第二十九面) |
| [別紙17] | (第三十面) ~ (第三十二面) 略 |
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- j [同左]
- k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- [n~p 同左]
- | | |
|--------|---------------------|
| [別紙11] | (第二十六面) |
| [別紙13] | (第二十七面) |
| [別紙15] | (第二十九面) |
| [別紙16] | (第三十面) ~ (第三十二面) 同左 |

[別紙18]	<u>(第三十三面)</u>	[面を加える。]
[別紙19]	<u>(第三十四面)</u>	[面を加える。]
[別紙20]	<u>(第三十五面)</u>	[面を加える。]
[別紙21]	<u>(第三十六面)</u>	[面を加える。]
[別紙22]	<u>(第三十七面)</u>	[面を加える。]
[別紙23]	<u>(第三十八面)</u>	[面を加える。]

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十一号 (CC 2) の参照項 目
[略]				
34	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
48	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十一号 (CC 2) の参照項 目
[同左]				
34-35	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
48-49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1〕・〔2〕 略

(3) その他 Tier 1 資本に係る基礎項目

a 略

〔削る。〕

b 略

〔4〕～〔9〕 略

〔削る。〕

10 略

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1〕・〔2〕 同左

(3) 同左

a 同左

b 「農林中央金庫の特別目的会社等」は、農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

同左

〔4〕～〔9〕 同左

10 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

11 同左

|

|

|

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、基礎的内部格付手法適用分			
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分			
5		うち、先進的内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー			
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7		うち、SA-CCR適用分			
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分			
		うち、中央清算機関連エクスポージャー			
9		その他			
10	CVAリスク				
		うち、SA-CVA適用分			
		うち、完全なBA-CVA適用分			
		うち、限定的なBA-CVA適用分			
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク	信用リスク			
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー			
		その他			
4		カウンターパーティ信用リスク			
5		うち、SA-CCR適用分			
6		うち、期待エクspoージャー方式適用分			
		うち、CVAリスク			
		うち、中央清算機関連エクspoージャー			
7		その他			
8		マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー			
9		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）			
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）						セットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式1250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）						未決済取引			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）						信用リスク・アセットの額の算出対象となってい る証券化エクスポージャー			
15	未決済取引						うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価 方式適用分			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となってい る証券化エクspoージャー						うち、外部格付準拠方式適用分			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分						うち、標準的手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式 適用分						うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分						マーケット・リスク			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分						うち、標準的方式適用分			
20	マーケット・リスク						うち、内部モデル方式適用分			
21	うち、標準的方式適用分						オペレーションナル・リスク			
22	うち、内部モデル方式適用分						うち、基礎的手法適用分			
	うち、簡易的方式適用分						うち、粗利益配分手法適用分			
23	勘定間の振替分						うち、先進的信頼手法適用分			
24	オペレーションナル・リスク						特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に 係るエクspoージャー			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に 係るエクspoージャー						経過措置によりリスク・アセットの額に算入され るもの			
26	フロア調整						24	フロア調整		
27	合計						25	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔削る。〕

a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスボージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスボージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。

d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポー

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔加える。〕

トフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する

f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十六条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した、同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k~m [略]

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー(合計)」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVC RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g~i [同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー(合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー(合計)」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

削る。]

q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

削る。]

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号。第十面において「平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号」という。）附則第六条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクspoージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額と一致する。
- v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項目欄の額と一致する。
- w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項の額と一致する。
- x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額と一致する。
- y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクspoージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

【削る。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

g 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

削る。】

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式

『 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー』の項イ欄の額は、当半期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式

1250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートジャヤに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポートジャヤの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

1250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートジャヤに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポートジャヤの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ll 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポートジャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額(ACRtotal)」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマー

ト」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポートジャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第四面の開示を行う場合には、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項イ欄の額と一致する。

ケット・リスク (C₄)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx [略]

削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートジャヤー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートジャヤー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポートジャヤー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー」の項イ欄の額の

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかつたものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

合計額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項目欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面における口欄及びニ欄の「前半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

(第二面)

(単位：百万円)

CR 1：資産の信用の質

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計

qq・rr [同左]

ss この面における口欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項の口欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャーうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャーうち、内部格付手法における指定閲数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャーうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号）第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項の口欄及びニ欄の「前半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

(単位：百万円)

CR 1：資産の信用の質

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計

算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポートを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートをいう。）に該当するエクスポートの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポートの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポートを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代

算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポートを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポートをいう。）に該当するエクスポートの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポートの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポートを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支

えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 3 : 信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。
なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR 3 : 信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクspoージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。
なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクspoージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクspoージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクspoージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクspoージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第五面)

(単位：百万円、%)

C R 4 : 標準的手法—信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果	
項目番号	資産クラス
1a	日本国政府及び日本銀行向け
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け
1c	国際決済銀行等向け
2a	我が国の地方公共団体向け
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け
2c	地方公共団体金融機関向け
2d	我が国の政府関係機関向け
2e	地方三公社向け
3	国際開発銀行向け
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
5	カバード・ボンド向け
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け
9	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け

[f~m 同左]

(第五面)

(単位：百万円、%)

C R 4 : 標準的手法—信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果	
項目番号	資産クラス
1	現金
2	日本国政府及び日本銀行向け
3	外国の中央政府及び中央銀行向け
4	国際決済銀行等向け
5	我が国の地方公共団体向け
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け
7	国際開発銀行向け
8	地方公共団体金融機関向け
9	我が国の政府関係機関向け
10	地方三公社向け
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
12	法人等向け
13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付

	うち、賃貸用不動産向け	
	うち、事業用不動産関連	
	うち、その他不動産関連	
	うち、ADC向け	
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	
10b	自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞	
11a	現金	
11b	取立未済手形	
	信用保証協会等による保証付	
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 略]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクspoージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四

21	出資等（重要な出資を除く。）	
22	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクspoージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d~f 同左]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。

十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。) を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること(項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクspoージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

[削る。]

m 項番2c「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1「現金」の項には、現金(外国通貨及び金を含む。)に係る額を記載すること。

i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクspoージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。)向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

o 項番8「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

- o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポートジャヤ（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポートジャヤをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤ（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポートジャヤ（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポートジャヤをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤ及び保険会社向けエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- 削る。]
- t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポートジャヤ（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポートジャヤ及び特定貸付債権向けエクスポートジャヤ（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポートジャヤをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- g 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]
- l 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポートジャヤに係る額を記載すること。
- s 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポートジャヤに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- [加える。]

- v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により
150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示
第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関
連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。
- w 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400
パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号の
規定に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等
向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は
45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十
四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び
中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（自己資本比率告示第
四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同
じ。）、賃貸用不動産向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産
向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクspoージャー（自己資
本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において
同じ。）、その他不動産関連エクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他の
不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクspoージャー（自
己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。以下この面において同
じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージ
ャーに係る額を記載すること。

削る。]

削る。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、
75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲
げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第四十六条に規定す
る抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

[削る。]

bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボージャーを除く。）」の項には、延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスボージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスボージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスボージャーのうち延滞エクスボージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

w 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスボージャー（自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスボージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスボージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

x 項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスボージャーのうち三月以上延滞エクスボージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

y 項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスボージャーに係る額を記載す

また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

〔削る。〕

ll 項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp 〔略〕

(第六面)

[別葉25]

(第六面の二)

[別葉26]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔略〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入

ること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の項番22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg 〔同左〕

(第六面)

[別葉24]

[面を加える。]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔同左〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及

債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー、(10)居住用不動産向けエクスボージャー及び¹¹その他リテール向けエクスボージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び⁴から¹¹までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s～w 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項番	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

び¹¹その他リテール向けエクスボージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び⁴から¹¹までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

[s～w 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項番	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[同左]			
<u>12</u>	株式—F I R B		
<u>13</u>	株式—A I R B		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

(第九面)

[別表28]

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

削る。]

b~d [略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

(第九面)

[別表27]

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号附則第六条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポートージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポートージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十六条の二第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c~e [同左]

- e 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポートモデル」の項には、自己資本比率告示第二百二十条の規定により算出した額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。
- g ホ欄には、自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘査した後のエクスポート・エクスポートの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘査している場合には、勘査後の金額を記載すること。
- h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

[別紙30]	(第十一面)
	<u>(第十一面の二)</u>
[別紙31]	<u>(第十一面の三)</u>
[別紙32]	<u>(第十一面の四)</u>
[別紙33]	(第十二面) (単位：百万円)
CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート	
項番	リスク・ウェイト

f 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポートモデル」の項には、自己資本比率告示第八十六条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘査した後のエクスポート・エクスポートの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘査した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第五十六条第六項（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘査している場合には、勘査後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

[別紙29]	(第十一面)
	[面を加える。]
	[面を加える。]
	[面を加える。]
CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート	(第十二面)
項番	リスク・ウェイト

業種
〔略〕
10 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

1 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m 〔略〕

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

[o・p 略]

[(第十三面) ~ (第十五面) 略]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクspoージャー

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

業種
〔同左〕
10 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

1 項番10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。

m 〔同左〕

n 項番12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

[(第十三面) ~ (第十五面) 同左]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクspoージャー

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~h 略]

- i 項番1「適格中央清算機関へのエクスボージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスボージャー（合計）」の項目欄の額並びに第十面の項番6「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 略]

[(第十七面)・(第十八面) 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスボージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[略]
		合計	
	[略]		
	エクスボージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャー		
	[略]		
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
	[略]		

[a~h 同左]

- i 項番1「適格中央清算機関へのエクスボージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスボージャー（合計）」の項目欄の額、第十面の項番6「合計」の項目欄の額並びに第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 同左]

[(第十七面)・(第十八面) 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスボージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[同左]
		合計	
	[同左]		
	エクスボージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャー		
	[同左]		
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
	[同左]		

	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

j [略]

k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」

	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。

l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及

の項イ欄の額及び第二十面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートエージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートエージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十面)

(単位：百万円)

S E C 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートエージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポートエージャーの額（算出方法別）		
6	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートエージャー		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートエージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リ		

び第二十面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートエージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額及び第二十面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートエージャーに係る所要自己資本」の項目イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートエージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

S E C 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートエージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポートエージャーの額（算出方法別）		
6	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポートエージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポートエージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		

	スク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポート ーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エ クスポートに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 略]

g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、内部格付手
法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート
ー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、標準的手法準拠
方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

	ト		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される 証券化エクスポートーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート ーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 同左]

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、内部格付手
法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11
「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14
「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、外部格付準拠方式
適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、標準的手法準拠
方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセッ
トの額の算出対象となっている証券化エクスポートー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式

- 1 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

[別紙35]	(第二十一面)
[別紙37]	(第二十二面)
[別紙39]	(第二十三面)
	[(第二十四面・第二十五面) 略]
	<u>(第二十六面)</u>
[別紙40]	<u>(第二十七面)</u>
[別紙41]	<u>(第二十八面)</u>
[別紙42]	<u>(第二十九面)</u>
[別紙43]	<u>(第三十面)</u>
[別紙44]	

適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- 1 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー うち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

[別紙34]	(第二十一面)
[別紙36]	(第二十二面)
[別紙38]	(第二十三面)
	[(第二十四面・第二十五面) 同左]
	[面を加える。]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、基礎的内部格付手法適用分			
4		うち、スロッティング・クライテリア適用分			
5		うち、先進的内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー			
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7		うち、SA-CCR適用分			
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分			
		うち、中央清算機関連エクスポージャー			
9		その他			
10	CVAリスク				
		うち、SA-CVA適用分			
		うち、完全なBA-CVA適用分			
		うち、限定的なBA-CVA適用分			
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク	信用リスク			
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー			
		その他			
4		カウンターパーティ信用リスク			
5		うち、SA-CCR適用分			
6		うち、期待エクspoージャー方式適用分			
		うち、CVAリスク			
		うち、中央清算機関連エクspoージャー			
7		その他			
8		マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー			
9		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）			
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			
		リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）			

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーションナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	セットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）			
11	未決済取引			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー			
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、外部格付準拠方式適用分			
15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
16	マーケット・リスク			
17	うち、標準的方式適用分			
18	うち、内部モデル方式適用分			
19	オペレーションナル・リスク			
20	うち、基礎的手法適用分			
21	うち、粗利益配分手法適用分			
22	うち、先進的信頼測手法適用分			
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
24	フロア調整			
25	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔削る。〕

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番 3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23 及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔加える。〕

七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第五号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百二十六条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第五号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百二十九条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期末に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m [略]

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別

f 項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第五号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第五号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～i [同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別

紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第五号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第五号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。

○ 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合は、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

□ 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔削る。〕

□ 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

□ 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

〔削る。〕

紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第五号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第五号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第五号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。
〔加える。〕

□ 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

□ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・農林水産省告示第四号）附則第六条第一項の規定によりカレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクspoージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクspoージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

□ 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の四（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

□ 項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

□ 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれ

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクspoージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

[削る。]

に係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクspoージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

削る。】

『項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

『項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

『「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

『項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

『項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

『「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

bb 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 項番15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第五号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第五号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第五号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第五号第二十面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十六条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百五十四条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第五号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第五号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第五号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第五号第二十面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十

面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ii 項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

jj 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

kk 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。

ll 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

mm 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスボージャ

十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項目欄の合計額と一致する。なお、口欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスボージャーに

一に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn・oo [略]

pp 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポートジャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

rr 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除了した額を記載すること。

ss 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番24「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv [略]

削る。]

一に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポートジャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーションル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項目欄及びハ欄の額と一致する。

yy・zz [略]

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
[加える。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクspoージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、内部格付手法における指定閾値方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件

(第二面) [略]

(第三面)

CCR 7：期待エクスポート方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポートのリスク・アセット変動表

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[j～k 略]

(第四面)

[別紙46]

(第五面)

[別紙47]

(第六面)

[別紙48]

(平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号) 第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかるわらず、追加するこれらの項の口欄及び二欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面) [同左]

(第三面)

CCR 7：期待エクスポート方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポートのリスク・アセット変動表

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 同左]

(第四面)

[別紙45]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末
〔略〕					
4	リスク・アセットの額				
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）				
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）				
〔略〕					
5	普通株式等 Tier 1 比率				
5 a	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）				
	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）				
6	Tier 1 比率				
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）				
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）				
7	総自己資本比率				
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）				
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）				
〔略〕					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末
〔同左〕					
4	リスク・アセットの額				
〔同左〕					
5	普通株式等 Tier 1 比率				
6	Tier 1 比率				
7	総自己資本比率				
〔同左〕					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e 項番5 a 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g 項番6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h 「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i 項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定す

[a・b 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

る単体総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項目は削除するものとする。

k 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」、「普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」、「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

l [略]

〔削る。〕

m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「—」を記載すること（lに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

n・o [略]

〔加える。〕

c [同左]

d 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「—」を記載すること（cに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

f・g [同左]

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）

国際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末

〔略〕

4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					

〔略〕

5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					

〔略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）

国際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末

〔同左〕

4	リスク・アセットの額					
---	------------	--	--	--	--	--

〔同左〕

5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					

〔同左〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

e 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

f 項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

g 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

h 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

i 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

j 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

いて使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

<p><u>k</u> 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>l</u> 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>m</u> [略]</p>	<p><u>d</u> [同左]</p>
<p><u>n</u> この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること（<u>m</u>に該当する場合には、当該項を削除することができる。）。</p>	<p><u>e</u> この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること（<u>d</u>に該当する場合には、当該項を削除することができる。）。</p>
<p><u>o・p</u> [同左]</p>	<p><u>f・g</u> [略]</p>

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年農林水産省告示第号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

(単位：百万円)

C R 5 : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポートージャー

項番	資産クラス リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポートージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0 %	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機関向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											

15	不動産取得等事業向け										
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）										
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞										
18	取立未済手形										
19	信用保証協会等による保証付										
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付										
21	出資等（重要な出資を除く。）										
22	合計										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなるものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクspoージャー及び個人向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクspoージャー、中小企業等向けエクspoージャー又は個人向けエクspoージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクspoージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上している

ものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスボージャーのうち三月以上延滞エクスボージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスボージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスボージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー								
項番	資産クラス リスク・ウェイト	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
1 a	日本国政府及び日本銀行向け							
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1 c	国際決済銀行等向け							
2 a	我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他
								合計
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
2 c	地方公共団体金融機関向け							
2 d	我が国の政府関係機関向け							
2 e	地方三公社向け							
3	国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他
								合計
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%
								その他

	会社向け								
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他
5	カバード・ボンド向け								合計
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）								その他
	うち、特定貸付債権向け								合計
7 a		100%	150%	250%	400%		その他		合計
7 b	劣後債権及びその他資本性証券等								
7 b	株式等								
8		45%	75%	100%		その他		合計	
8	中堅中小企業等向け及び個人向け								
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他
9 a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等 向け								合計
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%		その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの								

		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
9 b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%						その他	合計
9 d	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
		60%							その他	合計
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
9 e		60%							その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
	不動産関連向け うち、ADC向け									
		100%							その他	合計
10a										
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポート）									
		50%							その他	合計

	ージャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞					
<hr/>						
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポートージャーの額を記載すること。
- b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポートージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポートージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポートージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられ

る理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

と。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号の規定に掲げるものをいう。）及び株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向けうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- v 項番9b「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番9c「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十七条第三項において準用する自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9d「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- dd 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクスポートナーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポートナーのうち延滞エクスポートナーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ee 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ff 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートナーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートナーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5b : 標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポートージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポートージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポートージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポートージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポートージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられていて

- る引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け率をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- 1 項番5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11 「合計」の項二欄の額は、第七面の項番12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

C R 10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）と株式等エクspoージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクspoージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良 (Good)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクspoージャーの額（EAD）				信用リスク・アセットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							
良 (Good)	2.5年未満			95%							

	2.5年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				

株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）

マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー

カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト		エクスポージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	
簡易手法-上場株式			300%				
簡易手法-非上場株式			400%				
内部モデル手法							
合計			—				

100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

自己資本比率告示第百四十三条第一項 ただし書の定めるところにより 100% のリスク・ウェイトが適用される株式等 エクスポージャー			100%				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百四十三条第一項ただし書の規

定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。) に係る計数を記載すること。

- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクspoージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

C R 10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ	特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）										
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクspo ージャー の額（E AD）				信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							

	2.5 年以上			95%
良 (Good)	2.5 年未満			95%
	2.5 年以上			120%
可 (Satisfactory)				140%
弱い (Weak)				250%
デフォルト (Default)				—
合計				—

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

R E)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番号4「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項目欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポート・リポジター	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第五十六条の四に規定する期待エクスポート・リポジター方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2 「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3 「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4 「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百四十七条の三第一項の算式中の与信相当額（EAD）の合計額を記載すること。
- e 項番5 「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5 「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項

ヘ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。

(単位：百万円)

CVA 1：限定的なBA-CVA			
項番		イ 構成要素の額	ロ BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるここと。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3 : SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポートのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1 : 標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項番	リスク・アセット (リスク相当額を 8 %で除して得た額)
1 金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2 株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3 外国為替リスクの額	
4 コモディティ・リスクの額	
オプション取引	
5 簡便法により算出した額	
6 デルタ・プラス法により算出した額	
7 シナリオ法により算出した額	
8 証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百五十八条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番 2 「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百六十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番 3 「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百六十八条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番 4 「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番 5 「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番 6 「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番 7 「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

- h 項番8 「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の二から第二百七十九条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第二百七十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第二百七十九条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9 「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9 「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1 : 標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項番	マーケット・リスク相当額
1 一般金利リスク	
2 株式リスク	
3 コモディティ・リスク	
4 外国為替リスク	
5 信用スプレッド・リスク (非証券化商品)	
6 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非 CTP))	
7 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (CTP))	
8 デフォルト・リスク (非証券化商品)	
9 デフォルト・リスク (証券化商品 (非 CTP))	
10 デフォルト・リスク (証券化商品 (CTP))	
11 残余リスク・アドオン	
その他	
12 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百五十七条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百六十五条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百六十九条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「一」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り

捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・ アット・リ スク	ストレス・ バリュー・ アット・リ スク	追加的リス クスク	包括的リス ク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・アセット						
1 b	前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当期中の 要因別の 変動額	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百五十四条に定める乗数を乗じて得た額のうちいざれか大きい額を 8 パーセントで除して得た額を記載する。）。

- b 項番1b「前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8b「当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1aの項に計上される額を項番1cの項に計上される額で除して得た値及び項番8cの項に計上される額を項番8aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百五十条第二項第三号又は第二百七十九条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更(計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。)に起因して、自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は第二百七十九条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合は、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更(新たな規制の導入を含む。)による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること(追加した項については項番号を付さないこと。)。
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第二百七十九条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレイディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項

番 18 「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項目欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

- o 項番 8c 「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番 18 「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番 1b 及び項番 8b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

項番	リスク・クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスティングの超過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十二週間の値		
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値	
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	一般金利リスク								
3	株式リスク								
4	コモディティ・リスク								
5	外国為替リスク								
6	信用スプレッド・リスク								
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ))$ + (ロ) ; (ニ) + $\max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

オールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。

- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十四条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{G,A}$ ）の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{all\ desk}$ ）の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ ACR_{total} ）の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十二条の二第二項に定める全金庫的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	
項目番号	内訳
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア（修正標準的方式）

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項目番号 1 から項目番号 4 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項目番号 5 から項目番号 8 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項目番号 9 から項目番号 12 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項目番号 13 から項目番号 17 までの項には、自己資本比率

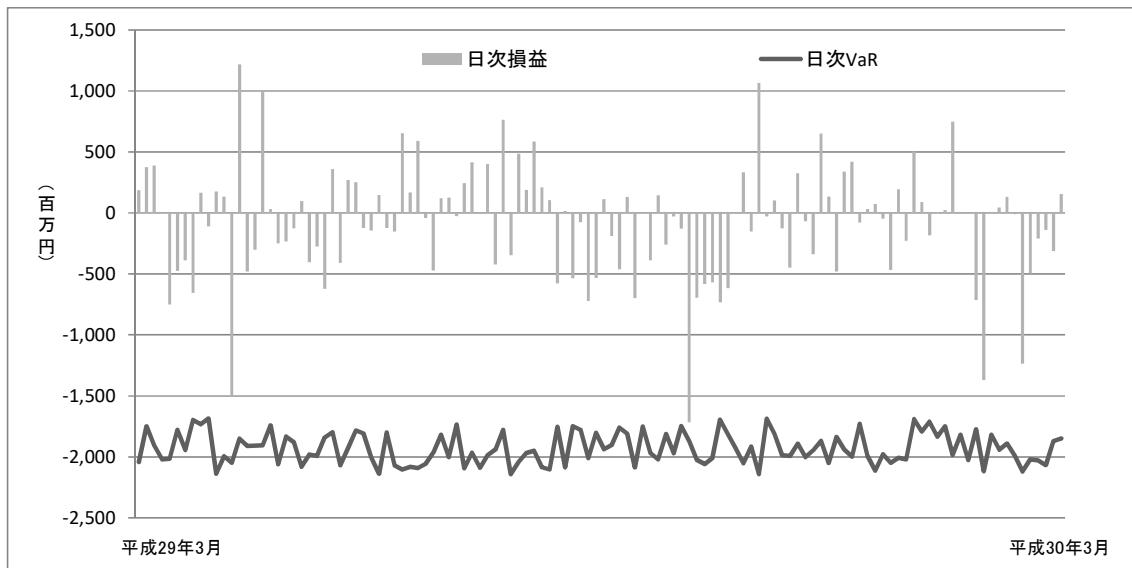
告示第二百七十九条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テスティングの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百五十一条第二項第二号に定めるバック・テスティングの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次VaR」は、自己資本比率告示第二百五十四条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第二百七十九条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百五十四条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テスティングの結果を記載すること。バック・テスティングの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3 : 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額		イ	ロ	ハ	ニ
項番		オプション取引	オプション取引		
		以外の取引	簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十二条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十二条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十四条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十三条の規定

により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の二から第二百七十九条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百七十九条の五及び第二百七十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十四条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1 : オペレーション・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期 末	ニの前期 末	ホの前期 末	ヘの前期 末	トの前期 末	チの前期 末	リの前期 末	ヌの前期 末
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーション・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I LMの算出への内部損失データ利用の有無									
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I LMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI LMの算出（自己資本比率告示第二百八十三条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第二百八十五条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百八十七条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーション・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「—」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I Cの構成要素		イ	ロ	ハ
項番		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2		資金運用収益		
3		資金調達費用		
4		金利収益資産		
5		受取配当金		
6	S C			
7		役務取引等収益		
8		役務取引等費用		
9		その他業務収益		
10		その他業務費用		
11	F C			
12		特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)		
13		特定取引勘定以外の勘定のネット損益 (特定取引等以外の勘定のネット損益)		
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十二条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に自己資本比率告示第二百八十二条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第

二百九十五条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。

f 項番17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番14と項番16の差額を記載すること。

g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。

h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	
項番	
1	B I C
2	I L M
3	オペレーショナル・リスク相当額
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十二条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2 「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI L Mの値を記載すること。
この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3 「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4 「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

E N C 1 : 担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	二
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポートの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・ ・ ・ ・				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「一」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーションル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーションル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポートジャー」のイ欄の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートジャー」のイ欄の額、「信用リスク　その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポートジャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信 用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用 分の信用リスク・アセッ トの額について、標準的 手法により算出した信用 リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの 額	資本フロア計算に用いら れる、標準的手法により 算出した信用リスク・ア セットの額（フロア掛目 前）
1	ソブリン向けエクスポートージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門 向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機関向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポートージャー				
3	株式等向けエクスポートージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポートージャー（中堅中小 企業向けエクスポートージャー及び特定貸付債				

	権を除く。)			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
6	中堅中小企業向けエクスポートージャー			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
7	居住用不動産向けエクスポートージャー			
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー			
9	その他リテール向けエクスポートージャー			
10	特定貸付債権			
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け			
11	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第一百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクスポージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクスポージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクスポージャー うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクスポージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものという。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及び

ニ欄に記載すること。

- 1 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

C R 5 : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスposure												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスposureの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0 %	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機関向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											
15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											

18	取立未済手形										
19	信用保証協会等による保証付										
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付										
21	出資等（重要な出資を除く。）										
22	合計										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- i 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8 「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 12 「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 13 に該当するものは含めないものとする。
- o 項番 13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
- p 項番 14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番 15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポートージャー、中小企業等向けエクスポートージャー又は個人向けエクスポートージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番 16 「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- s 項番 17 「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポートージャーのうち三月以上延滞エクスポートージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- t 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 項番 19 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- v 項番 20 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 21 「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポート

ヤーに係る額を記載すること。

- x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー								
項番	資産クラス	リスク・ウェイト	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）					
			0%	20%	50%	100%	150%	その他
1 a	日本国政府及び日本銀行向け							
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1 c	国際決済銀行等向け							
<hr/>								
2 a			0%	10%	20%	50%	100%	150%
	我が国の地方公共団体向け							
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
2 c	地方公共団体金融機関向け							
2 d	我が国の政府関係機関向け							
2 e	地方三公社向け							
<hr/>								
3			0%	20%	30%	50%	100%	150%
	国際開発銀行向け							
<hr/>								
4			20%	30%	40%	50%	75%	100%
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け							
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険							

	会社向け								
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他
5	カバード・ボンド向け								合計
		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）								合計
	うち、特定貸付債権向け								
		100%	150%	250%	400%		その他		合計
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等								
7 b	株式等								
		45%	75%	100%		その他		合計	
8	中堅中小企業等向け及び個人向け								
		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他
9 a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等 向け								合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他
									合計

		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
9 b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%						その他	合計
9 d	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									
		60%							その他	合計
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
9 e		60%							その他	合計
	不動産関連向け うち、ADC向け									
		100%		150%					その他	合計
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポート）									

	ージャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞					
<hr/>						
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポートージャーの額を記載すること。
- b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポートージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポートージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポートージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7 b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられ

る理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

と。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向けうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- v 項番9b「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番9c「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十七条第三項において準用する自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9d「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- dd 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクスポートナーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポートナーのうち延滞エクスポートナーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ee 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ff 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートナーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートナーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 b : 標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポートージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポートージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポートージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポートージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定

によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられる引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクspoージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け率をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- j 「80%」の項には、80 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4 「85%」の項には、85 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11 「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

C R 10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）と株式等エクspoージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクspoージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト					エクspoージャーの額（EAD）	信用リスク・アセットの額	期待損失
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			95%							
良 (Good)	2.5 年未満			95%							

	2.5年以上			120%				
可 (Satisfactory)	/\			140%				
弱い (Weak)	/\			250%				
デフォルト (Default)	/\			—				
合計	/\			—				

株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）

マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー

カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト		エクspoージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	
簡易手法—上場株式			300%				
簡易手法—非上場株式			400%				
内部モデル手法							
合計			—				

100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー

自己資本比率告示第百四十三条第一項 ただし書の定めるところにより 100% のリスク・ウェイトが適用される株式等 エクspoージャー			100%				
---	--	--	------	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクspoージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクspoージャー及び自己資本比率告示第百四十三条第一項ただし書の規

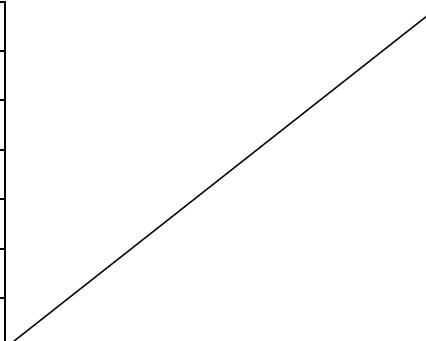
定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。) に係る計数を記載すること。

- b ハ欄には、引当金 (一般貸倒引当金を除く。) の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクspoージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF (自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。) を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額 (CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額) を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法 (自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。) の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額 (EAD) を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (HVCRE) 以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計 (全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクspoージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

C R 10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（E A D）					信用リスク・アセツツの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)	/			115%							
弱い (Weak)	/			250%							
デフォルト (Default)	/			—							
合計	/			—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（E A D）				信用リスク・アセツツの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							

	2.5 年以上			95%
良 (Good)	2.5 年未満			95%
	2.5 年以上			120%
可 (Satisfactory)				140%
弱い (Weak)				250%
デフォルト (Default)				—
合計				—



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクspoージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

R E)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番号4「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項目欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポート・リヤー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第五十六条の四に規定する期待エクスポート・リヤー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2 「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3 「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4 「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百四十七条の三第一項の算式中の与信相当額（EAD）の合計額を記載すること。
- e 項番5 「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5 「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ

欄の額並びに第十六面の項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポート（合計）」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番 4 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。

(単位：百万円)

CVA 1：限定的なBA-CVA			
項番		イ 構成要素の額	ロ BA-CVAによるリスク・アセッテの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA 2 : 完全なBA-CVA		
項番		イ リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「一」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4 : CVAリスク・エクスポートのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	前期末	
2	当半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- e 「変動事由の説明」の項には、当半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1 : 標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を 8 %で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百五十八条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百六十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百六十八条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

た額を記載すること。

- h 項番8 「証券化エクスポート・リースに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の二から第二百七十九条の五までの規定により算出した証券化エクスポート・リースに係る個別リスクの額、自己資本比率告示第二百七十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第二百七十九条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9 「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9 「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1 : 標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項番	マーケット・リスク相当額
1 一般金利リスク	
2 株式リスク	
3 コモディティ・リスク	
4 外国為替リスク	
5 信用スプレッド・リスク (非証券化商品)	
6 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非 CTP))	
7 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (CTP))	
8 デフォルト・リスク (非証券化商品)	
9 デフォルト・リスク (証券化商品 (非 CTP))	
10 デフォルト・リスク (証券化商品 (CTP))	
11 残余リスク・アドオン	
その他	
12 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百五十七条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百六十五条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百六十九条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切

り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	
項目番号	
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア（修正標準的方式）

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項目番号 1 から項目番号 4 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項目番号 5 から項目番号 8 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項目番号 9 から項目番号 12 までの項には、自己資本比率告示第二百五十三条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項目番号 13 から項目番号 17 までの項には、自己資本比率

告示第二百七十九条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの超 過回数 (99.0%)	前半期の算出基準日を含む直近 十二週間の値	
		当半期末	平均値	最大値	最小値		前半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・ク ラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リス ク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リ スク						
7	制約がある期待ショート・フォー ル (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクタ ーに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファク ターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマー ケット・リスク (DRC)							

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ))$ + (ロ) ; (ニ) + $\max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

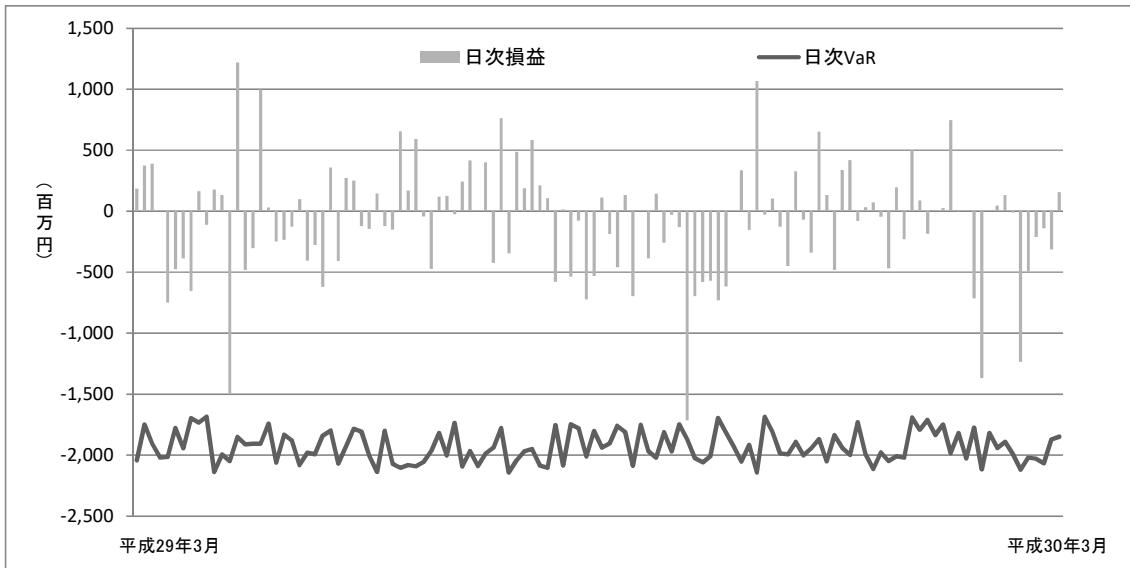
- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

オールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。

- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十四条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{G,A}$ ）の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{all\ desk}$ ）の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ ACR_{total} ）の値を記載すること。
- q イ欄には、当半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十二条の二第二項に定める全金庫的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4：内部モデル方式のバック・テスティングの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百五十一条第二項第二号に定めるバック・テスティングの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百五十四条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第二百七十九条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百五十四条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日のバック・テスティングの結果を記載すること。バック・テスティングの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3 : 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市 場リスク及び個別 リスク)の額				
2	株式リスク(一般市 場リスク及び個別 リスク)の額				
3	コモディティ・リス クの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスパー ジャーに係る個別 リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十二条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十二条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十四条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十条及び第二百七十三条の規定

により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の二から第二百七十九条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百七十九条の五及び第二百七十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十四条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1 : オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当半期末	前期末	前々期末	ハの前期 末	ニの前期 末	ホの前期 末	ヘの前期 末	トの前期 末	チの前期 末	リの前期 末	ヌの前期 末
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I LMの算出への内部損失データ利用の有無									
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I LMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI LMの算出（自己資本比率告示第二百八十三条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第二百八十五条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百八十七条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーション・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「—」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ。

(単位：百万円)

OR 2 : B I Cの構成要素		イ	ロ	ハ
項番		当半期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十二条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に自己資本比率告示第二百八十二条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第

二百九十五条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。

f 項番17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番14と項番16の差額を記載すること。

g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。

h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	
項番	
1	B I C
2	I L M
3	オペレーショナル・リスク相当額
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十二条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2 「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI L Mの値を記載すること。
この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3 「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4 「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

E N C 1 : 担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	二
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポートの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・ ・ ・ ・				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「一」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信 用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用 分の信用リスク・アセッ トの額について、標準的 手法により算出した信用 リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの 額	資本フロア計算に用いら れる、標準的手法により 算出した信用リスク・ア セットの額（フロア掛目 前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門 向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクspoージャー				
3	株式等向けエクspoージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクspoージャー（中堅中小 企業向けエクspoージャー及び特定貸付債				

	権を除く。)			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
6	中堅中小企業向けエクスポートージャー			
	うち、基礎的内部格付手法適用分			
	うち、先進的内部格付手法適用分			
7	居住用不動産向けエクスポートージャー			
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー			
9	その他リテール向けエクスポートージャー			
10	特定貸付債権			
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け			
11	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第一百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後か

つ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクスポージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクスポージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクスポージャー うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクスポージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

1 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。

p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。

r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・ アット・リ スク	ストレス・ バリュー・ アット・リ スク	追加的リ スク	包括的リス ク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリス ク・アセット					△	
1 b	前四半期末における自己資 本比率規制上のリスク・ア セット額への調整				△	△	
1 c	前四半期末の算出基準日に おける内部モデル方式の算 出額				△	△	
2	当四半期 中の要因 別の変動 額	リスク量の変動				△	
3		モデルの更新又 は変更				△	
4		手法及び方針				△	
5		買収及び売却				△	
6		為替の変動				△	
7		その他				△	
8 a	当四半期末の算出基準日に おける内部モデル方式の算 出額				△	△	
8 b	当四半期末における自己資 本比率規制上のリスク・ア セット額への調整				△	△	
8 c	当四半期末におけるリス ク・アセット				△	△	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・

リスクであれば、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百五十四条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を 8 パーセントで除して得た額を記載する。)。

- b 項番 1 b 「前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番 8 b 「当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番 1 a の項に計上される額を項番 1 c の項に計上される額で除して得た値及び項番 8 c の項に計上される額を項番 8 a の項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。項番 2 から項番 7 までに掲げる変動要因分析は、項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番 2 「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番 3 「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百五十条第二項第三号又は第二百七十九条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は第二百七十九条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を 2 回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番 4 「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 5 「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番 6 「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番 7 「その他」の項には、項番 2 から項番 6 までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番 6 と項番 7 との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第一号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第一項第二号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第二百七十九条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

- n へ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項口欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b 及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの超 過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
		当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・ク ラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リス ク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リ スク						
7	制約がある期待ショート・フォー ル (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクタ ーに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファク ターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマー ケット・リスク (DRC)							

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ))$ + (ロ) ; (ニ) + $\max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォ

ールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。

- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十四条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15 「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 (SA_{all_desk}) の値を記載すること。
- p 項番 16 「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百五十六条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十二条の二第二項に定める全金庫的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CVA 4 : CVAリスク・エクスポートのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

項番	CMS 1 : 内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較	イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額(フロア掛目前)
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポートージャー方式、エクスポートージャー変動額推計モデル及び内部評価方式）いう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロックティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクspoージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーションル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクspoージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクspoージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクspoージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スル方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。